令和８年10月６日
庁　議　資　料

令和８年度物価高対策市民生活応援給付金について

中東情勢に伴う物価高騰の影響を受ける家計への支援を迅速に図るため、「令和８年度物価高対策市民生活応援給付金」を支給します。

１．支給対象者　令和８年９月１日時点で狛江市の住民基本台帳に記録されている者

２．支給額　１人当たり3,000円（世帯主に世帯の人数分を支給）

３．手続方法

◇「支給のお知らせ」が届いた方（原則手続不要）

市で世帯主の口座情報が確認できる世帯へは、10月中旬に「令和８年度物価高対策市民生活応援給付金支給のお知らせ」を世帯主へ送付します。受取辞退を希望する場合のみ、手続きが必要です。

※受取辞退申請期限：令和８年10月28日まで（11月18日頃振込予定）

◇「確認書」が届いた方（手続が必要な方）

市で世帯主の口座情報が確認できない世帯へは、10月下旬に「令和８年度物価高対策市民生活応援給付金支給要件確認書」を世帯主へ送付します。オンライン又は郵送で、受取口座を申請していただきます。

※支給申請期限：令和８年12月15日まで（登録の時期に応じて、12月以降順次振込予定）

４．支給のお知らせと確認書の発送予定件数　43,710世帯

５．問い合わせ先　給付金コールセンター　0570-00-8116　市役所５階501会議室
給付金対策室（内線2501）